

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
第1章 総則 第1節 略	第1章 総則 第1節 略	
第2節 略	第2節 略	
第3節 略	第3節 略	
第4節 略	第4節 略	
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定 1. 略 2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態  原子炉施設においては、放射能を封じ込める多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらさらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。  実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。	原子炉施設においては、放射能を封じ込める5重の壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。  実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部が封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。	
3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態 (1) 火災等による核燃料物質の放出  火災、爆発、漏えい等によって六フッ化ウラン（UF <sub>6</sub> ）等が漏えいした	3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態 (1) 火災等による核燃料物質の放出  火災、漏えい等によって六フッ化ウラン（UF <sub>6</sub> ）等が漏えいした場合、	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>場合、大気中でエアロゾル形態のフッ化ウラニル (<math>\text{UO}_2\text{F}_2</math>) と気体のフッ化水素 (HF) が生成され、放出・拡散されるが、施設から放出される前にフィルター等により大部分が除去される。施設・設備の破損等によりフィルターを通らずに放出された場合は、粒子状のものが多いとみられ、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。</p> <p>なお、フッ化水素については、大気中に拡散・移流していくが、人の組織等に対する影響を有していること等から、人への化学的影響について、留意しなければならない。</p> <p>(2) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出</p> <p>臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線量は、施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。</p> <p>なお、想定される事故によって放出された放射性物質は、ブルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。</p>	<p>大気中でエアロゾル形態のフッ化ウラニル (<math>\text{UO}_2\text{F}_2</math>) と気体のフッ化水素 (HF) が生成され、放出・拡散されるが、施設から放出される前にフィルター等により大部分が除去される。フィルターを通らずに放出されるものは、粒子状のものが多いとみられ、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。</p> <p>なお、フッ化水素については、大気中に拡散・移流していくが、人の組織等に対する影響を有していること等から、人への化学的影響について、留意しなければならない。</p> <p>(2) 臨界事故</p> <p>臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に加え、中性子線及びガンマ線が周囲に発生する。施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線は、施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。</p> <p>なお、想定される事故によって放出された放射性物質は、ブルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。</p>	
<b>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</b>	<b>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</b>	
<p>1. 略</p> <p>2. 島根原子力発電所の場合</p> <p>原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとする。</p> <p>なお、UPZ外においては、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）」</li> <li>・図1-2 「同上」</li> </ul> <p>3. 人形峠環境技術センターの場合</p> <p>原子力災害対策指針のウラン加工施設における原子力災害対策重点区域の考え方及び原子力災害対策重点区域を設定することを要しない原子力事業所に係る地方公共団体の役割の考え方を踏まえ、人形峠環境技術センターにおいて</p>	<p>1. 略</p> <p>2. 島根原子力発電所の場合</p> <p>原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとする。</p> <p>なお、UPZ外においては、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表1-1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）」</li> <li>・図1-2 「同上」</li> </ul> <p>3. 人形峠環境技術センターの場合</p> <p>原子力災害対策指針の実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の考え方を踏まえ、人形峠環境技術センターにおいて、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、施設から概ね500mとする。</p> <p>なお、住民不安解消等の観点から、三朝町木地山（きじやま）、福吉（ふくよ</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>では、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を設定しないが、防災対策の実施面の観点から人形峠環境技術センターで事故が発生した場合においては、</p> <p>原子力施設から500m（三朝町木地山、福吉、実光、鉛山、栗祖）を基準として防災対策を発動し、その後の国の指示、緊急時モニタリング等の状況に応じて具体的な対応を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図1-3「人形峠環境技術センターの周辺図A」</li> <li>・図1-4「人形峠環境技術センターの周辺図B」</li> </ul> <p><b>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</b></p> <p><b>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</b></p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）</p> <p>原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>① 緊急事態区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集事態 島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町の震度が発表されない場合は、近傍の市町の震度を用いる）。 その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合。</li> <li>・警戒事態（EAL1）</li> <li>・施設敷地緊急事態（EAL2）</li> <li>・全面緊急事態（EAL3）</li> </ul> <p>② 緊急事態区分における防護措置</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、緊急事態区分に基づき、防護措置を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添1「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」</li> <li>・別添2「防護措置実施のフロー図」</li> </ul>	<p>し)、実光(さねみつ)、鉛山(なまりやま)、栗(くり)祖(そ)の各地域において、広報、モニタリングを中心に必要な防災対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表1-2「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（人形峠環境技術センター）」</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図1-3「同上」</li> <li>・図1-4「同上」</li> </ul> <p><b>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</b></p> <p><b>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</b></p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）</p> <p>原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>① 緊急事態区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集事態 島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度5弱又は震度5強の地震（島根県、岡山県、鳥取県で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）が発生した事態</li> <li>・警戒事態（EAL1）</li> <li>・施設敷地緊急事態（EAL2）</li> <li>・全面緊急事態（EAL3）</li> </ul> <p>② 緊急事態区分における防護措置</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、緊急事態区分に基づき、防護措置を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添1「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」</li> <li>・別添2「防護措置実施のフロー図」</li> </ul>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>・別添3「島根原子力発電所及び人形町環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断するEAL」</p> <p>(2) 島根原子力発電所の場合 UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。（国から廃止措置の認可を受け、かつ、照射済み燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てがUPZとされている。） なお、UPZ外においても、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。</p> <p>(3) 人形町環境技術センターの場合 全面緊急事態となった際には、原災法第15条に基づいて内閣総理大臣から指示された緊急事態応急対策に関する事項に従い、防護措置を実施することとする。 また、県は、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておくものとする。</p> <p>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 (1) 略 (2) 人形町環境技術センターの場合 放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングの実施等、原子力災害対策指針を踏まえて必要な防護措置を実施する。</p>	<p>・別添3「島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断するEAL」</p> <p>(2) 島根原子力発電所の場合 UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。なお、UPZ外においても、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。</p> <p>(3) 人形町環境技術センターの場合 全面緊急事態となった際には、原災法第15条に基づいて内閣総理大臣から指示された緊急事態応急対策に関する事項に従い、防護措置を実施することとする。</p> <p>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 (1) 略 (2) 人形町環境技術センターの場合 放射性物質が環境へ放出された場合、原子力災害対策重点区域を中心とした緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p>	

## 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	原子力安全対策課	1～5 略 6 原子力災害医療設備・機器の整備 7～18 略 19 原子力災害医療活動（避難退域時検査及び簡易除染を含む） 20～27 略

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	原子力安全対策課 医療政策課 長寿社会課 水・大気環境課	1～5 略 6 緊急被ばく医療設備・機器の整備 7～18 略 19 緊急被ばく医療活動 20～27 略

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）			修正前（平成27年8月）			備考
県警察本部	警備第二課	1~3 略 4 実動機関現地合同調整所の運営	県警察本部	警備第二課	1~3 略	
米子市	防災安全課	1~12 略	米子市	防災安全課	1~12 略	
境港市	自治防災課 危機管理室	13 県の <u>原子力災害医療活動</u> に対する協力	境港市	自治防災課 危機管理室	13 県の <u>緊急被ばく医療活動</u> に対する協力	
三朝町	危機管理室	14~19 略	三朝町	危機管理課	14~19 略	
その他県内市町村	防災担当課	1~7 略 8 県の <u>原子力災害医療活動</u> に対する協力 9 必要に応じて防護措置の実施	その他県内市町村	防災担当課	1~7 略 8 県の <u>緊急被ばく医療活動</u> に対する協力	
各消防局	警防課	1 傷病者の搬送 2~5 略	各消防局	警防課	1 傷病者の搬送 2~5 略	
境港管理組合	一	1 略 2 船舶避難に関する支援	境港管理組合	一	1 略	
指定地方行政機関	略	略	指定地方行政機関	略	略	
自衛隊	陸上自衛隊中部方面総監部 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第3輸送航空隊 鳥取地方協力本部	防衛部防衛課第8普通科連隊(米子) 防衛部第三幕僚室 防衛部運用班 二	陸上自衛隊中部方面総監部 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第3輸送航空隊 自衛隊鳥取地方協力本部	防衛部防衛課第8普通科連隊(米子) 防衛部第三幕僚室 防衛部運用班 二	1~2 略	
指定公	略	略	指定公	略	略	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）			修正前（平成27年8月）			備考
共機関			共機関			
	西濃運輸 (株)					
西日本旅客鉄道 (株)	略	略	西日本旅客鉄道 (株)	略	略	
西日本電信電話 (株)	鳥取支店設備部災害対策室	1~2 略	西日本電信電話 (株)鳥取支店	設備部災害対策室	1~2 略	
(株)NTTドコモ	中国支社鳥取支店		(株)NTTドコモ中國支社鳥取支店	二		
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)	略		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)	略		
KDDI (株)	略		KDDI (株)	略		
ソフトバンク (株)			ソフトバンクテレコム (株)	略		
			ソフトバンクモバイル (株)	二		
略	略	略	略	略	略	
中国電力 (株)	島根原子力本部 鳥取支社	1~5 略 6 異常時における県、米子市及び境港市（以下「関係周辺市」という。）への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備 7~10 略 11 県等が行う避難退城時検査、簡易除染への協力 12 避難退城時検査及び簡易除染等で	1~5 略 6 異常時における県、米子市及び境港市への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備 7~10 略 11 スクリーニング、除染の支援	島根原子力本部 鳥取支社	1~5 略 6 異常時における県、米子市及び境港市への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備 7~10 略 11 スクリーニング、除染の支援	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）			修正前（平成27年8月）			備考	
指定 地方 公共 機関	国立研究 開発法人 日本原子 力研究開 発機構	バックエンド研究 開発部門人形峰環 境技術センター	発生した廃棄物等の引き取り	国立研究 開発法人 日本原子 力研究開 発機構	バックエンド研究 開発部門人形峰環 境技術センター	1~10 略 11 県等が行う避難区域時検査、簡易 除染への協力 12 避難区域時検査及び簡易除染等で 発生した廃棄物等の引き取り	
	国立研究 開発法人 量子科学 技術研究 開発機構	放射線医学総合研 究所	1 原子力災害医療	国立研究 開発法人 放射線医 学総合研 究所	緊急被ばく医療研 究センター	1 緊急被ばく医療	指定 地方 公共 機関
	略	略	略	略	略	略	
	(福)鳥 取県社会 福祉協議 会	事務局	1 略 2 避難支援センターの設置、運営 に関するこ	(福)鳥 取県社会 福祉協議 会	事務局	1 略 2 避難行動要支援者避難支援セン ターの設置、運営に関するこ	
	略	略	略	略	略	略	
	日本海テ レビジョン放送 (株)	本社	1 放送協定等に基づく災害対策等の 広報活動 2 放送協定等に基づく避難情報の広 報活動 3 放送協定等に基づく避難生活に必 要な情報の広報活動	日本海テ レビジョン放送 (株)	本社	1 放送協定に基づく災害対策等の 広報活動 2 放送協定に基づく避難情報の放 送	
	略	略	二	略	略	二	
	(株)新 日本海新 聞社	二	二	二	二	二	
	(株)山 陰中央新 報	二	二	二	二	二	
	(株)鳥 取テレト ピア	二	二	二	二	二	
	日本海ケ ーブルネ ットワー ク(株)	二	二	二	二	二	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）			修正前（平成27年8月）			備考
原子 子 力 災 害 医 療 機 関	(株) 中 海テレビ 放送	二				
	鳥取中央 有線放送 (株)	二				
	高度被ば く医療支 援センタ ー	広島大学	1 原子力災害拠点病院では対応でき ない高度専門的な原子力災害医療に 係る診療及び支援 2 原子力災害医療に関する医療機関 等への高度専門教育研修等の実施			
	原子力災 害医療・ 総合支援 センター		1 原子力災害拠点病院に対する支援 や関連医療機関とのネットワークの 構築 2 原子力災害時における原子力災害 医療派遣チームの派遣調整等			
	原子力災 害拠点病 院		1 原子力災害時における傷病者の受 入			
	原子力災 害医療協 力機関		1 原子力災害拠点病院等が実施する 原子力災害医療に対する支援 2 県等が実施する原子力災害対策等 に対する支援			
その 他 公 的 団 体 及 び	防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	略	略	略	略	
	(一社) 鳥取県ハ イヤータクシー協 会	略		鳥取県ハイヤータ クシー協会	略	
	略	略		略	略	
	(一社) 鳥取県診 療放射線技師会	略		鳥取県放射線技師 会	略	
	(公社) 鳥取県宅 地建物取引業協 会			鳥取県宅地建物 取引業協会	略	
	(公社) 全日本不			全日本不動産協 会鳥取県本部		

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）		修正前（平成27年8月）		備考
動産協会鳥取県本部 (公社)全国賃貸住宅経営協会		全国賃貸住宅経営協会	略	
学校法人 公の施設の指定管理者	1 被災者の一時受入等応急措置についての協力	学校法人 公の施設の指定管理者	1 被災者の一時収容等応急措置についての協力	
機関名		処理すべき事務又は業務の大綱		
原子力規制事務所 (島根・上齋原)	原子力運転検査官 原子力防災専門官 上席放射線防災専門官	略 略 略	略 略 略	機関名
				処理すべき事務又は業務の大綱
原子力規制事務所 (島根・上齋原)	原子力保安検査官 原子力防災専門官 地方放射線モニタリング対策官事務所	略 略 略	略 略 略	
<p>※上記表にない中国管区警察局、中国四国防衛局、中国財務局、近畿中国森林管理局、中国四国産業保安監督部、大阪航空局、中国総合通信局、日本郵便株式会社、日本銀行、日本貨物鉄道株式会社、一般社団法人鳥取県トラック協会、鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、社団法人鳥取県L Pガス協会、鳥取県農業協同組合中央会、若桜鉄道株式会社、智頭急行株式会社については、鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第1部第1章に定める「関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を参照。</p>				
<p>第2章 原子力災害事前対策 第1節 略</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 (1)～(4) 略 (5) ①、② 略 ③原子炉の廃止に伴う炉規制法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更</p>				
<p>第2章 原子力災害事前対策 第1節 略</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 (1)～(4) 略 (5) ①、② 略 ③原子炉の解体</p>				

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<b>第3節 報告の徴収と立入検査等</b>	<b>第3節 報告の徴収と立入検査等</b>	
(1) 略 (2) 略 (3) <b>現地確認等の実施</b> ①県は、 <u>原子力施設周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、関係周辺市町と安全協定等に基づき、現地確認等を行うものとする。</u> この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。 ②略 ③ <u>県は、現地確認等実施後に、結果を取りまとめ公表するものとする。</u>	(1) 略 (2) 略 (3) <b>現地確認の実施</b> ①県は、 <u>島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、米子市、境港市と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。</u> この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。 ②略	
<b>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</b>	<b>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</b>	
(1) 県及び関係周辺市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者（放射線モニタリングに係る業務を除く）として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うこととされている。	(1) 県及び関係周辺市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。	
(2) 県及び関係周辺市町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置の準備への協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、 <u>地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</u> 上席放射線防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行うこととされている。	(2) 県及び関係周辺市町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置の準備への協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、 <u>地方放射線モニタリング対策官事務所の地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。</u>	
<b>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b>	<b>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b>	
(1) <u>国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、県は島根地域に設置される島根地域原子力防災協議会に参加し、要配慮者（高齢</u>	(1) <u>県は、島根地域原子力防災協議会での要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、県及び関係周辺市町の地域防災計画・避難計画</u>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等) 対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、県及び関係周辺市の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化を行うものとする。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p> <p>1 略</p> <p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 ＜整備を行うべき資料＞</p> <p>① 略</p> <p>② 社会環境に関する資料 ア、イ 略 ウ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。要配慮者の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>エ 略 オ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物、一時集結所、放射線防護対策工事の実施施設に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入可能数、食糧等の備蓄状況、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>カ 略 キ 抱点となる原子力災害拠点病院に関する資料（位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>⑥ 避難に関する資料 ア、イ 略 ウ 避難経路図（避難所の基本情報及び周辺生活情報を含む）</p> <p>3. 通信手段の確保 略</p> <p>4. 緊急事態対処センターの整備 略</p> <p>5. 実動機関現地合同調整所の整備 県警察は、琴浦大山警察署に実動機関現地合同調整所を整備し、広域的な交通規制・統制等を行うとともに、実動機関の円滑な調整及び情報共有等を図る</p>	<p>に係る具体化・充実化を行うものとする。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p> <p>1 略</p> <p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 ＜整備を行うべき資料＞</p> <p>① 略</p> <p>② 社会環境に関する資料 ア、イ 略 ウ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等（以下「要配慮者」という。）の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>エ 略 オ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>カ 略 キ 抱点となる被ばく医療機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>⑥ 避難に関する資料 ア、イ 略</p> <p>3. 通信手段の確保 略</p> <p>4. 緊急事態対処センターの整備 略</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>ため、平素から実動機関間で準備のための共通の基準及び共通の実施要領を確立するとともに、調整メカニズムの構築、実動機関共同調整システム、通信機器等を整備するものとする。</p> <p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p>1、2 略</p> <p><b>3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</b></p> <p>県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それそれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部と県、関係周辺市町、所在県及び所在周辺市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が、必要に応じて出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4、5 略</p> <p><b>6. 警察との連携体制</b></p> <p>県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。</p> <p>7 略</p> <p><b>8. 自衛隊との連携体制</b></p> <p>県は、国が原子力緊急事態宣言発出前における自衛隊への派遣要請が迅速に</p>	<p>ため、平素から実動機関間で準備のための共通の基準及び共通の実施要領を確立するとともに、調整メカニズムの構築、実動機関共同調整システム、通信機器等を整備するものとする。</p> <p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p>1、2 略</p> <p><b>3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</b></p> <p>県は、原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それそれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部と県、関係周辺市町、所在県及び所在周辺市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が、必要に応じて出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4、5 略</p> <p><b>6. 警察との連携体制</b></p> <p>県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。</p> <p>また、現地実動機関との現地調整を円滑に行うための環境整備を行うものとする。</p> <p>7 略</p> <p><b>8. 自衛隊との連携体制</b></p> <p>県は、国が原子力緊急事態宣言発出する前における自衛隊への派遣要請が迅</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考																		
<p>行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。</p> <p><b>9. 実動機関の共同調整</b></p> <p>県警察は、実動機関の現地合同調整所を琴浦大山警察署内に設け、情報共有及び調整メカニズムを有機的に運用して、現地実動機関に適正な活動を分担させる。</p> <p><b>10. 原子力災害医療に係る原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制</b></p> <p>県は、原子力災害時の医療体制の充実を図るために、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）等に所属する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続き等についてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><b>11. 広域的な応援協力体制の拡充・強化</b></p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、輸送車両、人員、避難や避難者の避難退避時検査（「住民、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>・表2-1 「鳥取県が締結する主な災害時応援協定」</p>	<p>速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。</p> <p><b>9. 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制</b></p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るために、放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><b>10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化</b></p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難者の避難退避時検査（「居住者、車両、ペット、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>・表2-1 「鳥取県が締結する災害時応援協定」</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>相手先</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害時の相互応援に関する協定</td> <td>県内の全市町村</td> <td>平成8年3月29日</td> </tr> <tr> <td>2 災害時の相互応援に関する協定</td> <td>兵庫県</td> <td>平成8年5月31</td> </tr> </tbody> </table>	名称	相手先	締結年月日	1 災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成8年3月29日	2 災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成8年5月31	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>相手先</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 中国5県災害時相互応援協定</td> <td>島根県、岡山県、広島県、山口県</td> <td>平成7年7月13日</td> </tr> <tr> <td>2 中国・四国地方の災害時相互応</td> <td>島根県、岡山県、</td> <td>平成7年12月5</td> </tr> </tbody> </table>	名称	相手先	締結年月日	1 中国5県災害時相互応援協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成7年7月13日	2 中国・四国地方の災害時相互応	島根県、岡山県、	平成7年12月5	
名称	相手先	締結年月日																		
1 災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成8年3月29日																		
2 災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成8年5月31																		
名称	相手先	締結年月日																		
1 中国5県災害時相互応援協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成7年7月13日																		
2 中国・四国地方の災害時相互応	島根県、岡山県、	平成7年12月5																		

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）			修正前（平成27年8月）			備考
		日		日		
3	中国5県災害等発生の広域支援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成24年3月1日		広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	且
4	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成24年3月1日		県内の全市町村	平成8年3月29日
5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成24年5月18日		兵庫県	平成8年5月31日
6	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成24年10月25日		全国知事会、各ブロック知事会	平成8年7月18日
7	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	関西広域連合、各府県放射線技士会、日本診療放射線技師会	平成27年8月17日		徳島県	平成16年3月17日
8	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	関西広域連合、各府県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会各府県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	平成27年8月17日		7 関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	平成24年10月25日
9	大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	関西広域連合、各府県バス協会	平成27年12月2日		関西広域連合	平成24年10月25日
10	鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定	徳島県	平成28年9月12日			
11	原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	中国地方各県バス協会	平成29年4月17日			
12	原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定	中国地方各県タクシー協会	平成29年7月24日			
12. オフサイトセンター			11. オフサイトセンター			
(1)、(2) 略			(1)、(2) 略			
(3) 県及び国は、相互に連携して、過酷事象においても継続的に活動することができるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。			(3) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することができるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。			

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考																								
(4) 略  ・表2-2 オフサイトセンター一覧 表2-2 オフサイトセンター一覧	(4) 略  ・表2-2 オフサイトセンター一覧 表2-2 オフサイトセンター一覧																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県原子力防災センター</td><td>島根県松江市内中原町52</td><td>島根原子力発電所対応</td></tr> <tr> <td>島根県出雲合同庁舎（代替オフサイトセンター）</td><td>島根県出雲市大津町1139</td><td></td></tr> <tr> <td>島根県仁多集合庁舎（代替オフサイトセンター）</td><td>島根県仁多郡奥出雲町三成555-4</td><td></td></tr> <tr> <td>上齋原オフサイトセンター</td><td>岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1</td><td>人形峠環境技術センタ一対応</td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	備考	島根県原子力防災センター	島根県松江市内中原町52	島根原子力発電所対応	島根県出雲合同庁舎（代替オフサイトセンター）	島根県出雲市大津町1139		島根県仁多集合庁舎（代替オフサイトセンター）	島根県仁多郡奥出雲町三成555-4		上齋原オフサイトセンター	岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1	人形峠環境技術センタ一対応	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県原子力防災センター</td><td>島根県松江市内中原町52</td><td>島根原子力発電所対応</td></tr> <tr> <td>上齋原オフサイトセンター</td><td>岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1</td><td>人形峠環境技術センタ一対応</td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	備考	島根県原子力防災センター	島根県松江市内中原町52	島根原子力発電所対応	上齋原オフサイトセンター	岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1	人形峠環境技術センタ一対応	
名称	所在地	備考																								
島根県原子力防災センター	島根県松江市内中原町52	島根原子力発電所対応																								
島根県出雲合同庁舎（代替オフサイトセンター）	島根県出雲市大津町1139																									
島根県仁多集合庁舎（代替オフサイトセンター）	島根県仁多郡奥出雲町三成555-4																									
上齋原オフサイトセンター	岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1	人形峠環境技術センタ一対応																								
名称	所在地	備考																								
島根県原子力防災センター	島根県松江市内中原町52	島根原子力発電所対応																								
上齋原オフサイトセンター	岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1	人形峠環境技術センタ一対応																								
<p><u>13. モニタリング体制等</u></p> <p>(1) 緊急時モニタリングセンター（EMC） 略</p> <p>(2) 平常時のモニタリングの実施 県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、水道水及び植物等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するものとする。 また、県は空間放射線量率等の測定結果をホームページで、リアルタイムで公表するものとし、評価結果については、四半期毎に開催する検討委員会での検討及び原子力安全顧問の審議を受けたのちに公表するものとする。 なお、緊急時モニタリングに資するように走行サーベイを定期的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(3) 原子力環境センターの整備 県は、原子力環境センターを整備し、環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析を行うものとし、平常時のモニタリング体制を強化するとともに、緊急時における防護措置の判断に必要なモニタリングを行うものとする。</p>	<p><u>12. モニタリング体制等</u></p> <p>(1) 緊急時モニタリングセンター 略</p> <p>(2) 平常時のモニタリングの実施 県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、植物等の環境試料）を適切に実施するものとする。 また、県は空間放射線量率等の測定結果をホームページでリアルタイムで公表するものとし、評価結果については、原子力安全顧問の審議を受けたのちに公表するものとする。</p>																									
<u>表2-3 原子力環境センター概要</u>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県原子力環境センター</td><td>東伯郡湯梨浜町南谷</td><td>モニタリング拠点施設</td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	備考	鳥取県原子力環境センター	東伯郡湯梨浜町南谷	モニタリング拠点施設																				
名称	所在地	備考																								
鳥取県原子力環境センター	東伯郡湯梨浜町南谷	モニタリング拠点施設																								

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）			修正前（平成27年8月）	備考
ター	526-1			
(4) その他体制の整備			(3) その他体制の整備	
県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通した連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。			県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通した連携の強化並びに原子力環境センターの整備等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。	
(5) 緊急時モニタリング計画の作成			(4) 緊急時モニタリング計画の作成	
略			略	
(6) モニタリング資機材等の整備・維持			(5) モニタリング資機材等の整備・維持	
県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイ車、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段並びにモニタリング情報共有システム等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。			県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段並びにモニタリング情報共有システム等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。	
なお、国においては、「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を構築し、緊急時モニタリング結果の集約、関係機関での共有及び公表を迅速に行うこととされている。				
・表2-4 「環境放射線モニタリング設備、機器類の配備状況」				
表2-4 主な環境放射線モニタリング設備、機器類の配備状況 (平成30年1月)				
備 主 に 島 根 原 子 力 発 電 所 用 と し て 配	区分	防護資機材名	数量	摘要
	防護マスク(半面)	54		
	防護マスク用フィルター(半面)	1,512		
	長靴カバー	2,100		
	GM管式サーベイメータ(β線用)	19		
	NaIシンチレーションサーベイメータ(γ低線量用)	19		
	ZnSシンチレーションサーベイメータ(α線用)	3		
	モニタリング車	1		
	サーベイ車	1	西部総合事務所	
	可搬型モニタリングポスト	12	西部総合事務所等	
に主 に主	防護マスク(半面)	40		
	防護マスク用フィルター(半面)	80		
表2-3 環境放射線モニタリング設備、機器類の配備(計画)状況 (平成27年3月) (注)※( )内の数字は今後の配備予定分を含む。				
島 根 原 子 力 発 電 所 用 と し て 配 備	区分	防護資機材名	数量	摘要
	防護マスク(全面)	54		
	防護マスク用フィルター(全面)	1,512		
	長靴カバー	2,100		
	GM管式サーベイメータ(β線用)	18		
	NaIシンチレーションサーベイメータ(γ低線量用)	19		
	ZnSシンチレーションサーベイメータ(α線用)	3		
	モニタリング車	1		
	サーベイ車	1	西部総合事務所	
	可搬型モニタリングポスト	12	西部総合事務所等	
形 人	SPEEDI操作端末	1		
	防護マスク(全面)	(40)		

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）			修正前（平成27年8月）			備考
チオックス手袋	40		防護マスク用フィルター(全面)	(80)		
綿製手袋	40	中部総合事務所	チオックス手袋	(40)		
靴下	40		綿製手袋	(40)	中部総合事務所	
長靴	40		靴下	(40)		
オーバーシューズ	40		長靴	(40)		
NaI シンチレーションサーベイメータ（γ低線量用）	2		オーバーシューズ	(40)		
モニタリング車	1	中部総合事務所	NaI シンチレーションサーベイメータ（γ低線量用）	2		
サーベイ車	1	中部総合事務所	モニタリング車	1	中部総合事務所	
			サーベイ車	1	中部総合事務所	
			SPEEDI 中継器	1	鳥取県庁	

## (7) 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ指定しておくとともに、国と連携し、要員等に対する研修を実施するものとする。

## (8) モニタリング本部の体制及び役割

モニタリング本部の実施体制と役割は次のとおりとする。

- 表2-5 「モニタリング本部の体制と役割」

表2-5 モニタリング本部の体制と役割

## (6) 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ指定し定めておく。

## (7) モニタリング本部の体制及び役割

モニタリング本部の実施体制と役割は次のとおりとする。

- 表2-3 「モニタリング本部の体制と役割」

表2-4 モニタリング本部の体制と役割

区分	チーム等	役割
原子力環境センター	本部長	・モニタリング本部を総括し、モニタリング活動を指揮
	副本部長	・本部長の補佐又は代行 ・EMCへ派遣
	企画・評価チーム	・初動モニタリング計画（項目及び地点等）の決定又は見直し ・モニタリング結果の解析、評価及び報告 ・県モニタリング要員の被ばく管理 ・県モニタリング要員及び資機材の調整
	情報収集チーム	・EMC、災害対策本部等の関係機関、各チームとの連絡調整 ・放出源情報及び気象情報の収集 ・測定結果及び関連情報の収集
	監視チーム	・環境放射線モニタリングシステム及びモニタリン

区分	チーム等	役割
衛生環境研究所	本部長	・モニタリング本部を総括し、モニタリング活動を指揮
	副本部長	・本部長の補佐又は代行 ・EMCへ派遣
	企画・評価チーム	・初動モニタリング計画（項目及び地点等）の決定又は見直し ・モニタリング結果の解析、評価及び報告 ・県モニタリング要員の被ばく管理 ・県モニタリング要員及び資機材の調整
	情報収集チーム	・EMC、災害対策本部等の関係機関、各チームとの連絡調整 ・放出源情報及び気象情報の収集 ・測定結果及び関連情報の収集
	監視チーム	・環境放射線モニタリングシステム及びモニタリン

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）		修正前（平成27年8月）	備考
	グ情報共有システムによる監視（空間線量率、大気浮遊じん中の放射能濃度、気象情報等）		
分析チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ge半導体検出器による採取試料中の放射性物質濃度の測定</li> <li>・積算線量の測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ge半導体検出器による採取試料中の放射性物質濃度の測定</li> <li>・積算線量の測定</li> </ul>	
総合支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県モニタリング本部庶務（その他、他の班に属さないものを含む）</li> <li>・企画・評価チームの補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県モニタリング本部庶務（その他、他の班に属さないものを含む）</li> <li>・企画・評価チームの補助</li> </ul>	
西部総合事務所	<p>機動モニタリングチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング車等による空間線量率、大気中放射能濃度の測定</li> <li>・サーベイ車による走行モニタリング</li> <li>・可搬型モニタリングポストの配備</li> <li>・モニタリングポスト等の維持</li> <li>・積算線量計の配置、回収</li> <li>・可搬型ダストサンプラーによる大気浮遊じん及び放射性ヨウ素の採取</li> <li>・環境試料（土壤、飲用水、農畜産物等）の採取、分析チームへの引き渡し</li> </ul>	<p>機動モニタリングチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングカー等による空間線量率、大気中放射能濃度の測定</li> <li>・可搬型モニタリングポストの配備</li> <li>・モニタリングポスト等の維持</li> <li>・積算線量計の配置、回収</li> <li>・可搬型ダストサンプラーによる大気浮遊じん及び放射性ヨウ素の採取</li> <li>・環境試料（土壤、飲用水、農畜産物等）の採取、分析チームへの引き渡し</li> </ul>	
	(9) 訓練等を通じた測定品質の向上 略	(8) 訓練等を通じた測定品質の向上 略	
	(10) 緊急時における放射性物質拡散解析情報の活用 略	(9) 緊急時における放射性物質拡散解析情報の活用 略	
	14. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 略	13. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 略	
	15. 専門家の派遣要請手続き 略	14. 専門家の派遣要請手続き 略	
	16. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備 略	15. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備 略	
	17. 複合災害に備えた体制の整備 略	16. 複合災害に備えた体制の整備 略	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p><b>18. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</b></p> <p>県は、<u>防災対策に必要な資機材を整備するとともに、定期的な保全点検を行い、常に使用可能な状態に維持しておくものとする。</u></p> <p>また、県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p> <p>県は、<u>必要な資機材の種類、数量、保管場所等について、訓練等の結果により適宜見直しを行うものとする。</u></p> <p><b>第8節 避難受入活動体制の整備</b></p> <p><b>1 避難計画の策定</b></p> <p>県は、関係周辺市町に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とするものとする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>なお、地域コミュニティーの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>また、UPZ圏外の市町村に対する原子力防災に対する支援を必要に応じて行い、災害発生時の屋内退避や避難に関する留意事項等を、広く周知するものとする。</p> <p><b>2. 避難所等の整備等</b></p> <p>(1)、(2) 略</p> <p><b>(3) コンクリート屋内退避施設の整備</b></p> <p>県は、関係周辺市町等に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。</p> <p>また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。</p> <p>原子力災害時においては、当該施設の避難者を優先的に救助・救出するものとする。</p> <p><b>(4) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備等</b></p> <p>県は、全面緊急事態において、避難が容易でないと想定される等の事情に</p>	<p><b>17. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</b></p> <p>県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p> <p><b>第8節 避難受容活動体制の整備</b></p> <p><b>1 避難計画の策定</b></p> <p>県は、関係周辺市町に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とするものとする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>なお、地域コミュニティーの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p><b>2. 避難所等の整備等</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><b>(3) コンクリート屋内退避施設の整備</b></p> <p>県は、関係周辺市町等に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。</p> <p>また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。</p> <p><b>(4) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備</b></p> <p>県は、全面緊急事態において、避難が容易でないと想定される等の事情に</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>より、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される病院等医療機関、社会福祉施設等について、放射性物質又は放射線の異常な放出に対する放射線防護対策に努めるものとする。</p> <p><u>県は、室内退避後の避難の判断を行うため、必要に応じて放射線測定器を設置するものとする。</u></p> <p><u>放射線防護対策を行った施設は、7日分の食糧、燃料等の備蓄及び調達手段を確保しておくものとする。</u></p> <p>(5) 避難退避時検査会場の整備</p> <p>県は、県内市町村と連携し、避難退避時検査会場を予め定めるとともに、<u>避難退避時検査会場となる市町村と協定を締結する等、原子力災害時に円滑な会場設営が可能となるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、予め定めた避難退避時検査会場が使用できない場合を考慮し、代替の<u>避難退避時検査会場を選定する際の会場の基準を定めておくものとする。</u></p> <p>(6) 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>略</p> <p>(7) 応急仮設住宅の供給体制等の整備</p> <p>略</p> <p>(8) 救助に関する施設等の整備</p> <p>略</p> <p>(9) 避難者支援の仕組みの整備</p> <p>略</p> <p>(10) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>略</p> <p>(11) 避難所における設備等の整備</p> <p>略</p> <p>(12) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>略</p> <p>3~8 略</p> <p>9. 避難場所等・避難方法等の周知</p> <p>県は、関係周辺市町に対し、避難、避難退避時検査等、安定ヨウ素剤配付等（島根原発対応の場合は避難支援ポイントを含む）の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p>	<p>より、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される病院等医療機関、社会福祉施設等について、放射性物質又は放射線の異常な放出に対する放射線防護対策に努めるものとする。</p> <p>(5) 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>略</p> <p>(6) 応急仮設住宅の供給体制等の整備</p> <p>略</p> <p>(7) 救助に関する施設等の整備</p> <p>略</p> <p>(8) 避難者支援の仕組みの整備</p> <p>略</p> <p>(9) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>略</p> <p>(10) 避難所における設備等の整備</p> <p>略</p> <p>(11) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>略</p> <p>3~8 略</p> <p>9. 避難場所等・避難方法等の周知</p> <p>県は、関係周辺市町に対し、避難、避難退避時検査等、安定ヨウ素剤配付等（島根原発対応の場合は避難支援ポイントを含む）の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、ペットとの同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p><b>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</b></p> <p>また、県は関係周辺市町村と共同で、避難先となっている市町の協力を得て、住民に対して、広域避難所に指定されている施設について、日頃から周知を行うものとする。</p>	<p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>また、県は関係周辺市町と共同で、避難先となっている市町の協力を得て、住民に対して、広域避難所に規定されている施設について、日頃から周知を行うものとする。</p>	
第9節 略	第9節 略	
<p><b>第10節 略</b></p> <p><b>1. 専門家の移送体制の整備</b></p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（原子力災害医療・総合支援センター）</u>、広島大学（高度被ばく医療機関、原子力災害医療・総合支援センター）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p><b>第10節 略</b></p> <p><b>1. 専門家の移送体制の整備</b></p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、広島大学（三次被ばく医療機関）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p>	
<p><b>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県警察は、警察庁と協力し、緊急性の高い区域からの迅速かつ円滑な輸送及び避難地域への車両の進入防止を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5)～(9) 略</p>	<p><b>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県警察は、警察庁と協力し、緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5)～(9) 略</p>	
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1、2略	第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1、2略	
<p><b>3. 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</b></p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の手順及び配備、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と配布手順などを明確にしておくものとする。</p>	<p><b>3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</b></p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の手順や配備や、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておくものとする。</p> <p>(2) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣チー</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>(2) 県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、国が示す施設要件に基づき指定期又は登録を行った拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）について、概ね3年ごとに施設要件に合致しているか否かを確認する。</p> <p>(3) 県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チーム受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、拠点病院及び協力機関は、原子力災害医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(4) 県は、国及び高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターと協力し、県内の原子力災害医療に関する者に対して、研修・訓練を実施し、人材の育成及び確保に努めるとともに、拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するための、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努め、併せて操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>(5) 県は、国と協力し、拠点病院及び協力機関、一般病院のネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p>	<p>ム受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、原子力災害時において、各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関を選定するなど、緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、原子力災害時の拠点となる被ばく医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、被ばく医療に係る医療情報システムの整備に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>(5) 県は、国と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関並びに一般病院及びそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p>	
<h4>4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</h4> <p>(1) 県は、関係周辺市町と連携し、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定され、事前配布を希望する住民への事前配布の検討及び緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き）を整備するとともに、緊急時に、迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。</p> <p>また、県は、関係周辺市町が行う安定ヨウ素剤の事前配布に係る取組みを支援するものとする。</p> <p>(2) 県は、関係周辺市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>(3)、(4) 略</p>	<h4>4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</h4> <p>(1) 県は、関係周辺市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続きを定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。</p> <p>(2) 県は、関係周辺市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>(3)、(4) 略</p>	
5. 避難退避時検査体制の整備		

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>(1) 県は、<u>避難退避時検査会場周辺の車両の運行経路及び検査会場内でのスムーズな導線を確保するため、あらかじめ必要な図面等の作成及び除染で発生する洗浄水の飛散防止対策等の検討を行うなど、円滑な避難が行えるよう対策を講じるものとする。</u>  <u>また、避難退避時検査会場を迅速に構築するため、車両ゲートモニター、大型車両用除染テント、防護服などの資機材を標準化して整備するとともに、これらの資機材の円滑な輸送及び展開方法についても検討しておくものとする。</u></p> <p>(2) 県は、除染等で発生する洗浄水、放射性物質等が付着した防護服等について、原子力事業者へ引き渡すものとする。</p>		
6. 消火活動体制の整備 県は、平常時から関係周辺市町、関係周辺市町を管轄する消防局及び原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に関する助言を行うものとする。	5. 消火活動体制の整備 県は、平常時から関係周辺市町、関係周辺市町を管轄する消防局及び原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。	
<p>7. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、国及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための体制及び資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、国及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	
8. 物資の調達、供給活動体制の整備 略	7. 物資の調達、供給活動体制の整備 略	
9. 大規模・特殊災害における救助隊の整備 略	9. 大規模・特殊災害における救助隊の整備 略	
10. 小型無人飛行機（ドローン）を用いた情報収集体制の整備 県は、小型無人飛行機（ドローン）を整備し、災害時における道路状況の把握、住民の捜索等に活用するとともに、小型無人飛行機（ドローン）により収集した情報を実動機関へ伝達するための連絡体制を整備するものとする。 <u>このため、ドローンの航空基地を設定し、適切に管理するとともに、ドローンパイロットの練度の維持向上及び養成に努める。</u>		
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1)～(3) 略 (4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周	第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (1)～(3) 略 (4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県ホームページや鳥取県原子力防災アプリ等を活用し、避難途中の住民に対する情報の伝達についても留意するものとする。</p> <p>(5) 県は、避難所等で必要となる生活情報等については、Wi-Fi（無線LAN）を活用するとともに、新聞等を活用して住民に提供するなど、情報伝達手段の特性を踏まえた情報伝達に留意するものとする。</p> <p>(6) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア（SNS）等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、道路標示板、パチンコ店の大型屋外ビジョンの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、避難途中の住民に対する情報の伝達についても留意するものとする。</p> <p>(5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	
第13節 略	第13節 略	
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	
<p>(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ 屋内退避、避難、避難誘導時検査に関すること</p> <p>⑧ 要配慮者への支援に関すること</p> <p>⑨ 緊急時にとるべき行動に関すること</p> <p>⑩ 避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、原子力防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(3) 県が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ 要配慮者への支援に関すること</p> <p>⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること</p> <p>⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(7) 略</p>	
第15節 防災業務関係者の人材育成	第15節 防災業務関係者の人材育成	
県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県又は国、指定公共機関等が防災業務関係者に向	県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的に人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>①～⑧ 略      ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること      ⑩ 資機材の取扱いに関すること      ⑪ その他緊急時対応に関すること</p> <p><b>第16節 防災訓練等の実施</b></p> <p>1. 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊等と連携し、訓練環境を分析した上で、適切な訓練目的を決定して、その目的を達成するため、主要訓練項目と訓練手段を確定する。その際、次に掲げる防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>①～⑧ 略      ⑤原子力災害医療訓練      ⑥～⑧ 略</p> <p>(2) 県は、国が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>2. 訓練の実施</p> <p>(1) 略      (2) 総合的な防災訓練の実施</p> <p>県は、国が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となつた場合には、実施計画に基づいて、必要に応じて住民の協力を得て、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的に人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>①～⑧ 略      ⑨ 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること      ⑩ その他緊急時対応に関すること</p> <p><b>第16節 防災訓練等の実施</b></p> <p>1. 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊等と連携し、次に掲げる防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>①～⑧ 略      ⑤緊急被ばく医療訓練      ⑥～⑧ 略</p> <p>(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>2. 訓練の実施</p> <p>(1) 略      (2) 総合的な防災訓練の実施</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となつた場合には、実施計画に基づいて、必要に応じて住民の協力を得て、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 略</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
3. 略	3. 略	
4. 教訓の反映 県は、訓練評価により得られた教訓については、計画等に反映させるとともに次回の訓練でさらに検証し、計画の実効性の継続的向上を行うものとする。		
<b>第17節 原子力施設上空の飛行規制</b> 1. 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置 原子力施設上空の飛行については、国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和44年7月5日付け空港第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおり規制されており、県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。 (1)、(2) 略	<b>第17節 原子力施設上空の飛行規制</b> 1. 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置 国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和44年7月5日付け空港第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなつておる、県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。 (1)、(2) 略	
2 原子力施設上空における小型無人機等の飛行への対処等 原子力施設上空における小型無人機等の飛行については、「国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）」により禁止されている。県は、このことに係る周知徹底に努めるものとする。	2 原子力施設上空における小型無人機等の飛行への対処等 県は、国の対応動向を注視するとともに、その結果を踏まえながら必要な対応を検討するものとする。	
<b>第18節 略</b>	<b>第18節 略</b>	
<b>第3章 緊急事態応急対策</b> 第1節 略	<b>第3章 緊急事態応急対策</b> 第1節 略	
<b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b> 1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (1) 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 ① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、国は情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室を設置することとされており、国は、関係地方公共団体と情報共有するとともに、対応状況を確認し、情報連絡体制をとるよう要請するものとされている。 ② 略 (2) 警戒事態が発生した場合	<b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b> 1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (1) 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 ① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。 ② 略 (2) 警戒事態が発生した場合	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>① 原子力規制委員会が、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、<u>国は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置することとされている。</u>  <u>また、国は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。</u></p> <p>② 県は、<u>国から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</u></p> <p>③ 略</p> <p>④ 現地確認の実施      県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。      なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p>⑤ 連絡系統図      県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡を受けた場合、図3-1及び3-2のとおり関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図3-1 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）」</li> <li>・図3-2 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形町環境技術センター）」</li> </ul> <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書を送信するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部に連絡するものとされている。また、<u>国は、原子力</u></p>	<p>① 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。</p> <p>② 県は、<u>原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</u></p> <p>③ 略</p> <p>④ 現地確認の実施      県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。      なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p>⑤ 連絡系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図3-1 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）」</li> <li>・図3-2 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形町環境技術センター）」</li> </ul> <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文章をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、県、</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとされており、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び関係周辺市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</p> <p>⑤、⑥ 略</p> <p>⑦連絡系統図 県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた事項について、図3-3及び3-4のとおり関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。 ・図3-3「施設敷地緊急事態発生時の通報系統図（島根原子力発電所）」 ・図3-4「施設敷地緊急事態発生情報の連絡系統図（人形崎環境技術センター）」</p> <p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに島根原子力規制事務所の上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者に確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <p>② 連絡を受けた上席放射線防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>③、④ 略</p> <p>⑤ 連絡系統図 県は、県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値を発見した場合、図3-5及び3-6のとおり原子力事業者、関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。 ・図3-5「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（島根原子力発電所）」 ・図3-6「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（人形崎環境技術センター）」</p>	<p>関係周辺市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</p> <p>⑤、⑥ 略</p> <p>⑦連絡系統図 ・図3-3「施設敷地緊急事態発生時の通報系統図（島根原子力発電所）」 ・図3-4「施設敷地緊急事態発生情報の連絡系統図（人形崎環境技術センター）」</p> <p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに島根原子力規制事務所又は上齊原原子力規制事務所の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者に確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <p>② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>③、④ 略</p> <p>⑤ 連絡系統図 ・図3-5「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（島根原子力発電所）」 ・図3-6「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（人形崎環境技術センター）」</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>き数値を発見した場合の連絡系統図（人形崎環境技術センター）」</p> <p>(5) 島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出された場合 島根県のモニタリングポストで異常値が検出され<u>島根県からの連絡等により</u>県がこれを覚知し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、県は、米子市、境港市等に連絡を行うとともに、島根県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p><b>2. 応急対策活動情報の連絡</b></p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされている。また、原子力規制委員会は、連絡を受けた場合、現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。</p> <p>② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。</p> <p>③ 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を国に対して随時連絡する等、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>④ 県は、市町村及び指定地方公共機関に対して、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、連絡を密にするものとする。</p> <p>⑤ 県及び市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>⑥ 県は、オフサイトセンターに職員を派遣し、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。また、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通</p> <p>(5) 島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され、連絡があった場合 島根県は、島根県のモニタリングポストで異常値が検出されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然災害でないと判断される場合には、県に連絡するものとされている。県は、米子市、境港市等に連絡を行うとともに、島根県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p><b>2. 応急対策活動情報の連絡</b></p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。</p> <p>② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を国に対して随時連絡する等、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>③ 県は、市町村及び指定地方公共機関に対して、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、連絡を密にするものとする。</p> <p>④ 県及び市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>⑤ 県は、オフサイトセンターに職員を派遣し、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。また、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通</p>		

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p><b>修正案（平成30年1月）</b></p> <p>報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。</p> <p>② 全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。</p> <p>県は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が、相互に協力して作成したP.A.Z内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や国の原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。</p> <p>⑤ 原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、所在県、所在市町、及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。</p> <p>⑥ 連絡系統図 ア、イ 略</p> <p><b>3. 一般回線が使用できない場合の対処</b> 国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネットメール、N-ALE R T等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p>	<p><b>修正前（平成27年8月）</b></p> <p>報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。</p> <p>② 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。</p> <p>県は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、所在県、所在市町、及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。</p> <p>⑤ 連絡系統図 ア、イ 略</p> <p><b>3. 一般回線が使用できない場合の対処</b> 原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、電子メール、J-ALE R T等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考																																																								
<p>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施 ①～④ 略 ⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画 国は、原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果、EMCからの意見等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改定に協力するものとする。 ⑥ 略 (2) 略</p> <p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p>1. 県の活動体制</p> <p>(1) 原子力災害対策のための警戒態勢 ① 警戒態勢 県は、情報収集事態又は警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係周辺市町、所在県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。 ②～⑥ 略 (2)～(5) 略</p>	<p>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施 ①～④ 略 ⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画 国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改定に協力するものとする。</p> <p>⑥ 略 (2) 略</p> <p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p>1. 県の活動体制</p> <p>(1) 原子力災害対策のための警戒態勢 ① 警戒態勢 県は、情報収集体制若しくは警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係周辺市町、所在県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。 ②～⑥ 略 (2)～(5) 略</p>																																																									
<p><b>表3-1 県災害対策本部の所掌事務</b></p> <p>1. 実施部の所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施部局長</th> <th>主管課</th> <th>課(班)長</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元気づくり 総本部長</td> <td>とつとり元 気戦略課</td> <td>女性活躍推 進課長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>総務課</td> <td>人事企画課 長</td> <td>1 職員の服務、給与、手当について 2～6 略</td> </tr> <tr> <td>東京本部長</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地域振興部 長</td> <td>地域振興課</td> <td>交通政策課</td> <td>1、2 略 3 避難車両の確保について</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部 長</td> <td>福祉保健課</td> <td>福祉保健課 長</td> <td>1～4 略 5 避難支援センターについて</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長寿社会課</td> <td>老人福祉施設の災害対策、り</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌	元気づくり 総本部長	とつとり元 気戦略課	女性活躍推 進課長	略	総務部長	総務課	人事企画課 長	1 職員の服務、給与、手当について 2～6 略	東京本部長		略	略	地域振興部 長	地域振興課	交通政策課	1、2 略 3 避難車両の確保について	福祉保健部 長	福祉保健課	福祉保健課 長	1～4 略 5 避難支援センターについて		長寿社会課	老人福祉施設の災害対策、り		<p><b>表3-1 県災害対策本部の所掌事務</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施部局長</th> <th>主管課</th> <th>課(班)長</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元気づくり 総本部長</td> <td>とつとり元 気戦略課</td> <td>男女共同参 画推進課長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>総務課</td> <td>人事企画課 長</td> <td>1 職員の服務、給与に関するこ と 2～6 略</td> </tr> <tr> <td>東京本部長</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地域振興部 長</td> <td>地域振興課</td> <td>交通政策課</td> <td>1、2 略</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部 長</td> <td>福祉保健課</td> <td>福祉保健課 長</td> <td>1～4 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長寿社会課</td> <td>老人福祉施設の災害対策、り</td> <td>長寿社会課 1 災害時における避難行動要支</td> </tr> </tbody> </table>	実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌	元気づくり 総本部長	とつとり元 気戦略課	男女共同参 画推進課長	略	総務部長	総務課	人事企画課 長	1 職員の服務、給与に関するこ と 2～6 略	東京本部長		略	略	地域振興部 長	地域振興課	交通政策課	1、2 略	福祉保健部 長	福祉保健課	福祉保健課 長	1～4 略		長寿社会課	老人福祉施設の災害対策、り	長寿社会課 1 災害時における避難行動要支	
実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌																																																							
元気づくり 総本部長	とつとり元 気戦略課	女性活躍推 進課長	略																																																							
総務部長	総務課	人事企画課 長	1 職員の服務、給与、手当について 2～6 略																																																							
東京本部長		略	略																																																							
地域振興部 長	地域振興課	交通政策課	1、2 略 3 避難車両の確保について																																																							
福祉保健部 長	福祉保健課	福祉保健課 長	1～4 略 5 避難支援センターについて																																																							
	長寿社会課	老人福祉施設の災害対策、り																																																								
実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌																																																							
元気づくり 総本部長	とつとり元 気戦略課	男女共同参 画推進課長	略																																																							
総務部長	総務課	人事企画課 長	1 職員の服務、給与に関するこ と 2～6 略																																																							
東京本部長		略	略																																																							
地域振興部 長	地域振興課	交通政策課	1、2 略																																																							
福祉保健部 長	福祉保健課	福祉保健課 長	1～4 略																																																							
	長寿社会課	老人福祉施設の災害対策、り	長寿社会課 1 災害時における避難行動要支																																																							

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）			修正前（平成27年8月）			備考	
	長	災高齢者の援護に関すること 2 災害ボランティア等の支援に係る総合調整に関すること		長	援者（外国人を除く。）への情報提供、避難、救護に関すること 2 避難支援センターに関すること 3 避難行動要支援者（高齢者施設入所者）の輸送手段確保の支援に関すること 4 老人福祉施設の災害対策、り災高齢者の援護に関すること 5 災害ボランティア等の支援に係る総合調整に関すること		
	医療政策課長	1 略 2 原子力災害医療活動に関すること 3～5 略		医療政策課長	1 略 2 緊急被ばく医療活動に関すること 3～5 略		
生活環境部長	環境立県推進課	原子力環境センター長・衛生環境研究所長 くらしの安心推進課長 住まいまちづくり課長	略 1～3 略 4 家庭動物に関すること 5 略 6 旅館・ホテル等の避難所としての借り上げに関すること 7 県災害対策本部事務局の応援に関すること（物資班） 1 応急仮設住宅の提供に関すること 2、3 略	生活環境部長	環境立県推進課 くらしの安心推進課長 住まいまちづくり課長	衛生環境研究所長 1～3 略 4 ペットに関すること 5 略 6 県災害対策本部事務局の応援に関すること（物資班） 1 応急仮設住宅の供給に関すること 2、3 略	
会計管理者	会計指導課	統括審査課長	略	会計管理者	会計指導課 審査出納課長	略	
病院事業管理者	総務課	県立中央病院 県立厚生病院	1、2 略 3 県立病院における災害時の原子力災害医療体制に関すること	病院事業管理者	総務課 県立中央病院 県立厚生病院	1、2 略 3 県立病院における災害時の被ばく医療体制に関すること	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）				修正前（平成27年8月）				備考
警察本部長	警備第二課	警備第二課 長	1～4 略 5 地域の安全確保に関すること 6～8 略	警察本部長	警備第二課	警備第二課 長	1～4 略 5 地域安全確保に関すること 6～8 略	
<b>2. 地方支部の所掌事務</b>								
支部長	支部	支部員	事務分掌	支部長	支部	支部員	事務分掌	
略	略	略	略	略	略	略	略	
※西部総合事務所（島根原子力発電所）、中部総合事務所（島根原子力発電所、人形峠環境技術センター）及び東部振興監（島根原子力発電所）については、所掌事務に次の項目を加える。								
西部総合事務所（島根原子力発電所）								
・島根原子力発電所の現地確認に関すること ・島根県庁へのLO（連絡員）派遣に関すること ・県現地災害対策本部の設置に関すること ・島根オフサイトセンターへの要員派遣に関すること ・平常時モニタリングに関すること ・避難住民に対する支援に関すること								
中部総合事務所（島根原子力発電所）								
・避難住民に対する支援に関すること								
中部総合事務所（人形峠環境技術センター）								
・人形峠オフサイトセンターへの要員派遣に関すること ・平常時モニタリングに関すること								
東部振興監（島根原子力発電所）								
・避難住民に対する支援に関すること								
<b>3. 県災害対策本部（原子力）事務局事務分掌</b>								
<b>○事務局長（原子力安全対策監）</b>								
対策本部長の主要な補佐者として、対策本部長の指示のもと、各班長等の職務を統制する。								
<b>○情報管理官</b>								
対策本部長の指示のもと、情報業務を所掌する。また、その他、対策本部長から指示のあった事務を行う。情報収集班長及び通信班長を指揮監督し、所掌事務								
<b>○県災害対策本部（原子力）事務局事務分掌</b>								
<b>事務局長（原子力安全対策監）</b>								

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）		修正前（平成27年8月）	備考
を遂行する。			
班名及び構成	事務分掌	班名及び構成	事務分掌
総括班 略	1～13 略 14 各事態区分に応じた防護措置の実施方針の作成に関すること 15 その他災害対策に関すること	総括班 略	1～13 略 14 その他災害対策に関すること
通信班 略	1 国等との情報伝達手段の機能確保に関すること 2～6 略	通信班 略	1 防災行政無線、アシスト等及び国との情報伝達手段の機能確保に関すること 2～6 略
広報班 ○班長 広報課長 ○副班長 県民課長 ○班員 広報課職員 県民課職員 危機対策・情報課 災害情報センター	1～6 略 7 報道機関の取材調整に関すること 8 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関すること 9 略 10 発災時以降における県民等からの被害情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関すること	広報班 ○班長 広報課長 ○副班長 県民課長 ○班員 広報課職員 県民課職員 災害情報センター	1～6 略 7 取材調整に関すること 8 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関すること 9 略 10 発災時以降における県民等からの被害情報、ボランティア活動等の問い合わせに対する対応に関すること
救護班 略	1～10 略 11 動物（家庭動物に限る）の健康管理に関すること	救護班 略	1～10 略 11 動物（ペットに限る）の健康管理に関すること
住民避難・安全班 略	1～4 略 5 安否情報の問い合わせへの対応に関すること 6 略 7 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む）に関すること 8 飲食物の摂取制限に関すること 9 県警本部との連絡調整に関すること 10 その他、避難に関する総合調整に関すること	住民避難・安全班 略	1～4 略 5 安否情報の問い合わせに対する対応に関すること 6 略 6 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む）に関すること 7 飲食物の摂取制限に関すること 8 県警本部との連絡調整に関すること 9 その他、避難に関する総合調整に関すること

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>2. 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。 ・図3-12「原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」 また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療機関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 応援要請及び職員の派遣要請等 (1) 略 (2) 指定行政機関等への職員の派遣要請等 略 (3) 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 原子力被災者生活支援チームとの連携 略</p> <p>7. 防災業務関係者の安全確保 (1) 略 (2) 防護対策 ① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、医療救護対策本部長は、モニタリング班長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。 また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。 ② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県現</p>	<p>2. 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。 ・図3-12「原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」</p> <p>3. 略</p> <p>4. 応援要請及び職員の派遣要請等 (1) 略 (2) 職員の派遣要請等 略 (3) 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 原子力被災者生活支援チームとの連携 略</p> <p>7. 防災業務関係者の安全確保 (1) 略 (2) 防護対策 ① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、医療救護対策本部長は、EMCの長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。 また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。 ② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県現</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。</p> <p>さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 略</li> <li>② 県は、県職員の被ばく管理を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去を行うものとする。</li> <li>③ 略</li> <li>④ 県の本部の放射線防護を担う班は、医療救護対策本部及び原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</li> </ul> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(4) 安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</li> </ul> <p>また、人形町環境技術センターの対策に関しては、放射線に対する安全対策に加え、六フッ化ウラン（UF6）が大気に漏えいした際に発生するフッ化水素ガスへの対応のため、あらかじめフッ化水素検知器の整備を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 略</li> </ul>	<p>地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。</p> <p>さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 略</li> <li>② 県は、県職員の被ばく管理を行うものとする。</li> <li>③ 略</li> <li>④ 県の本部の放射線防護を担う班及びEMCは、医療救護対策本部及び被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。</li> </ul> <p>また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(4) 安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</li> <li>② 略</li> </ul>	
<h4>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</h4> <p>1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 島根原子力発電所において県が実施する対策</p> <p>県は、次に規定する事項について対策を行うこととしているが、事態の進展に応じ、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなった区域も同様に対応することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 略</li> <li>② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の受入れを行うものとする。</li> </ul> <p>また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請並び</p>	<h4>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</h4> <p>1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 島根原子力発電所において県が実施する対策</p> <p>県は、次に規定する事項について対策を行うこととしているが、事態の進展に応じ、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなった区域も同様に対応することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 略</li> <li>② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の引き受けを行うものとする。</li> </ul> <p>また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市町に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市町が行う防護措置の準備への協力の要請</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>に必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>県及び関係周辺市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び関係周辺市は国と緊密な連携を行うものとする。</p> <p>一方で、県及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したUPZ内の避難等の対象地域や対象者の数等を含む避難等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。</p> <p>③ 放射性物質が放出された後は、国の原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国の原子力災害対策本部が指示を行うにあたり、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された県は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、国の原子力災害対策本部による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>④ 県は、住民等の避難に要する車両について、国、関係機関の協力を得て確保するものとする。県は、緊急事態応急対策の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p>このうち、避難に要するバスについては、「原子力災害等におけるバスに</p>	<p>並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>③ 放射性物質が放出された後は、国は、県及び関係市町に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて県及び関係市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>④ 県は、緊急事態応急対策の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>よる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方の各県バス協会等に要請し、確保するものとする。また、避難に要する福祉タクシーについては、「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方の各県タクシー協会等に要請し、確保するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災対法第86条の14第2項に基づき被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>⑤ 略</p> <p>⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な要配慮者等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在宅の要配慮者の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等の一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。</p> <p>なお、県は放射線防護対策を実施した施設等に対し、屋内退避の実施に必要な支援を行うものとし、当該施設等の備蓄が不足した場合に備え、必要な補給が行えるよう、関係機関との供給確保に向けた仕組みづくりを構築するとともに、状況により放射線防護対策施設から避難させるための手段等についても検討するものとする。</p> <p>また、県は、屋内退避後に放射線防護対策施設に設置した放射線測定器の測定結果を考慮し、避難受入施設の確保、避難車両の確保等について、関係機関と調整の上、避難等の判断を行うものとする。</p> <p>⑦ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合等、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認める場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう求めるものとする。また、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県境を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難の受入に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p> <p>⑧ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>⑨ 県は、市町村と連携し、避難又は屋内退避等の実施にあたり、自宅での屋内退避が困難な場合等には、コンクリート屋内退避施設の利用を検討するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>に特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>⑤ 略</p> <p>⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な要配慮者等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在宅の要配慮者の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等の一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。</p> <p>なお、県は放射線防護対策を実施した施設等に対し、屋内退避の実施に必要な支援を行うものとし、状況により放射線防護対策施設から避難させるための手段等についても検討するものとする。</p> <p>⑦ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県境を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p> <p>⑧ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>(2) 略</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>県又は三朝町は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び三朝町は国と緊密な連携を行うものとする。</p> <p>一方で、県及び三朝町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>②、③ 略</p> <p>④ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合等、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認める場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう求めるものとする。また、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>⑤ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p>	<p>① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>②、③ 略</p> <p>④ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>⑤ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかけるものとする。</p>	
<h2>2. 避難所等</h2> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、市町村と連携し、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員・介護保険事業者・障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報については県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、市町村と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じ、家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>	<h2>2. 避難所等</h2> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、市町村と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員・介護保険事業者・障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報については県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、市町村と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じて、避難所におけるペット飼育場所の確保に努めるものとする。</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>(4)、(5) 略</p> <p>(6) 県は、国及び市町村と連携し、要配慮者への配慮、災害の規模、被災者の避難及び<u>受入</u>状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るために、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における<u>家庭動物</u>の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関する要請するものとする。</p>	<p>(4)、(5) 略</p> <p>(6) 県は、国及び市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び<u>収容</u>状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るために、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における<u>ペット</u>の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関する要請するものとする。</p>	
<p>3. 広域一時滞在</p> <p>(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、<u>受入</u>状況、避難の長期化等を考慮し、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への<u>受入</u>が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>3. 広域一時滞在</p> <p>(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、<u>収容</u>状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への<u>収容</u>が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	
<p>4. 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等のO I Lにに基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に受入するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査を実施し、検査結果に応じたO I Lに基づく除染を行うものとする。また、主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する予備避難退域時検査会場で避難退域時検査等を行うものとする。</p> <p>避難退域時検査及び簡易除染は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用ゲートモニター、<u>大型除染テント</u>等の資機材を用いて行う。また、県は複数の会場で避難退域時検査及び簡易除染を実施することを考慮し、資機材の標準化及び効率的な輸送体制の構築を図るものとす</p>	<p>4. 避難の際の住民に対する避難退域時検査等の実施</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等の<u>避難区域</u>等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に収容するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査結果に応じたO I Lに基づく除染を行うものとする。また、主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する予備避難退域時検査会場で避難退域時検査等を行うものとする。</p> <p>避難退域時検査等は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用ゲートモニター、<u>体表面汚染モニタ</u>等を用いて行うものとする。</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>る。</p> <p><u>避難退避時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行する</u> ものとする。</p> <p>①略 ②車両がOIL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行い、 <u>車両は簡易除染を行う。</u></p> <p>③略 ④検査の結果、OIL4以下でない乗員については簡易除染を実施し、それ でもOIL4以下にならない場合は医療機関等へ搬送して除染を行う。</p> <p>また、車両に係る避難退避時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保しスムーズな検査等を行う。</p> <p>なお、これまでの県の基本的な考え方に基づき、車両の検査でOIL4以下であった場合であっても、乗員が希望すれば避難退避時検査を行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、<u>その判断を踏まえ、原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示すること</u>とされている。</p> <p>(2) 略</p> <p>7. 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>なお、要配慮者については、きめ細やかな対応等について、配慮するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるも</p>	<p>①略 ②車両がOIL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。</p> <p>③略</p> <p>また、車両に係る避難退避時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保しスムーズな検査等を行う。</p> <p>なお、車両の検査でOIL4以下であった場合であっても、乗員が希望すれば避難退避時検査を行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。</p> <p>(2) 略</p> <p>7. 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるも</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考												
<p>のとする。この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転所等を判断するものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。</p> <p>8~11 略</p> <p>第5節 略</p> <p><b>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b></p> <p>(1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</p> <p>(2) 国はO I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画の策定・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1. 緊急輸送活動</p> <p>(1) 略</p> <p>表3-2 緊急輸送の順位及び範囲</p>	<p>のとする。この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。</p> <p>8~11 略</p> <p>第5節 略</p> <p><b>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b></p> <p>(1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域性産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</p> <p>(2) 国はO I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1. 緊急輸送活動</p> <p>(1) 略</p> <p>表3-2 緊急輸送の順位及び範囲</p>													
<p>緊急輸送の順位</p> <table border="1"> <tr> <td>第1順位</td> <td>・人命救助、救急活動に必要な輸送</td> <td>緊急輸送の範囲</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者</td> <td>・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者</td> </tr> </table> <p>(2) 略</p>	第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	緊急輸送の範囲		・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者	・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者	<p>緊急輸送の順位</p> <table border="1"> <tr> <td>第1順位</td> <td>・人命救助、救急活動に必要な輸送</td> <td>緊急輸送の範囲</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者</td> <td>・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者</td> </tr> </table> <p>(2) 略</p>	第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	緊急輸送の範囲		・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者	・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者	
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	緊急輸送の範囲												
	・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者	・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者												
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	緊急輸送の範囲												
	・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者	・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者												

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）			修正前（平成27年8月）			備考
①、② 略 表3-3 緊急輸送にかかる応援機関			①、② 略 表3-3 緊急輸送にかかる応援機関			
輸送手段	応援機関・応援手段	備考	輸送手段	応援機関・応援手段	備考	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、 <u>中国地方5県バス協会</u> 、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国運輸局鳥取運輸支局（本庁舎）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼</li> <li>・「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請</li> <li>・「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、中国地方5県バス協会に協力を要請</li> </ul>	陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、 <u>県バス協会</u> 、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国運輸局鳥取運輸支局（本庁舎）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼</li> <li>・「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請</li> </ul>	
陸路（福祉車両）	<u>中国地方5県タクシーアソシエーション</u> 、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、中国地方5県タクシーアソシエーションに協力を要請</li> </ul>	陸路（福祉車両）	鳥取県ハイヤータクシー協会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会、自衛隊		
③	<u>県は、避難者の輸送にあたり、避難エリア内の人口や要支援者数等を速やかに抽出し、迅速かつ適切な避難を実施するための、避難オペレーション支援システムを整備・運用するものとする。</u>			<u>③ 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</u>		
④	<u>県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</u>			<u>③ 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</u>		
2.	緊急輸送のための交通確保			2. 緊急輸送のための交通確保		
(1)	(2) 略			(1)	(2) 略	
(3)	運転士等の安全確保			(3)	運転士等の安全確保	
	<p>県は、避難業務に従事する者の安全を確認し、運送事業者に避難住民の輸送を要請するものとする。輸送にあたっては、国等と協力し運送事業者等から派遣された運転士等の被ばく管理や資機材等の提供など運転士等の安全に配慮するものとする。</p> <p><u>このため、県は運送事業者が運転士等の被ばく管理するために必要な個人線量計、マスク、防護服等を整備するとともに、連絡手段等の確保について検討し、併せて避難業務に従事する者等に対する研修を実施するものとする。</u></p>				<p>県は、国等と協力し運送事業者等から派遣された運転士等の被ばく管理や資機材等の提供など運転士等の安全に配慮するものとする。</p>	
第8節				第8節		

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>1 略</p> <p>2. 医療活動等</p> <p>(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘査しつつ、拠点となる原子力災害医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>(2) 県は、国及び拠点となる原子力災害医療機関と協力し、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、必要に応じて、速やかに拠点となる原子力災害医療機関又は国の原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣について要請するものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、国の原子力災害現地対策本部と、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。</p> <p>(5) 県は、医療救護対策本部において、原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を配置するとともに、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。</p> <p>・図3-13「原子力災害医療体制図」</p> <p>(6) 県等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療に係る医療チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うものとする。また、コンクリート屋内避難所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>また、県等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県は、避難経路上に避難退避時検査会場を設置し、避難者を避難所に受入するまでの間に、避難退避時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。また、避難退避時検査会場を通過しなかつた避難者については、避難先地域内に設置する予備会場で避難退避時検査を行う。</p> <p>(9) 県は、避難退避時検査の結果等、内部被ばくの可能性が高い場合には、甲状腺スクリーニングやホールボディカウンタによる詳細な内部被ばく線量</p>	<p>1 略</p> <p>2. 医療活動等</p> <p>(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘査しつつ、拠点となる被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>(2) 県は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、必要に応じて、速やかに拠点となる被ばく医療機関又は国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。</p> <p>(4) 県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。</p> <p>(5) 県は、医療救護対策本部において、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。</p> <p>・図3-13「緊急被ばく医療体制図」</p> <p>(6) 県等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うものとする。また、コンクリート屋内避難所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>また、県等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県は、避難経路上に避難退避時検査会場を設置し、避難者を避難所に受入するまでの間に、避難退避時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。また、避難退避時検査会場を通過しなかつた避難者については、避難先地域内に設置する予備会場で避難退避時検査を行う。</p> <p>(9) 県は、避難退避時検査の結果等、内部被ばくの可能性が高い場合には、甲状腺スクリーニングやホールボディカウンタによる詳細な内部被ばく線量</p>	

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考															
<p>推定のための計測を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて移動式ホールボディカウンタ車を臨時に設置し、計測を行うものとする。</p> <p>(10) 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度な被ばく医療センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特段の配慮を要請するものとする。</p> <p><b>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。</p> <p>なお、広報活動の際には、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の使用や外国語への自動翻訳を前提とした表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮するものとする。</p> <p>また、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞による広報等を実施するものとする。</p>	<p>推定のための計測を行うものとする。</p> <p>(10) 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から被ばく者の放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特段の配慮を要請するものとする。</p> <p><b>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。</p>																
<p><b>1. 住民等への情報伝達活動</b></p> <p>表3-4 住民に対する広報時期及び広報事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広報時期</th><th>広報事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難生活段階、復帰段階、生活支援段階</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること</li> <li>・原子力災害医療に関すること</li> <li>・飲食物の摂取制限</li> <li>・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p>表3-5 広報事項における役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県</th><th>広報事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等を通じて県民に広報する。</li> <li>・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼す</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	広報時期	広報事項	避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること</li> <li>・原子力災害医療に関すること</li> <li>・飲食物の摂取制限</li> <li>・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報</li> </ul>	県	広報事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等を通じて県民に広報する。</li> <li>・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼す</li> </ul>	<p><b>1. 住民等への情報伝達活動</b></p> <p>表3-4 住民に対する広報時期及び広報事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広報時期</th><th>広報事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難生活段階、復帰段階、生活支援段階</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること</li> <li>・被ばく医療に関すること</li> <li>・飲食物の摂取制限</li> <li>・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p>表3-5 広報事項における役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県</th><th>広報事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。</li> <li>・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼す</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	広報時期	広報事項	避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること</li> <li>・被ばく医療に関すること</li> <li>・飲食物の摂取制限</li> <li>・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報</li> </ul>	県	広報事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。</li> <li>・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼す</li> </ul>
広報時期	広報事項																
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること</li> <li>・原子力災害医療に関すること</li> <li>・飲食物の摂取制限</li> <li>・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報</li> </ul>																
県	広報事項																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等を通じて県民に広報する。</li> <li>・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼す</li> </ul>																
広報時期	広報事項																
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること</li> <li>・被ばく医療に関すること</li> <li>・飲食物の摂取制限</li> <li>・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報</li> </ul>																
県	広報事項																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。</li> <li>・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼す</li> </ul>																

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考		
る。	る。			
<b>表3-6 報道機関への広報事項</b>				
事象	広報事項	事象	広報事項	
トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の概要</li> <li>・事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・傷病者の発生状況</li> <li>・県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等）</li> <li>・住民への周知事項</li> </ul>	トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の概要</li> <li>・事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・負傷者の発生状況</li> <li>・県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等）</li> <li>・住民への周知事項</li> </ul>	
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・事故等の状況（発生からの経過、今後の見通し）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・傷病者の状況等</li> <li>・県、市等の対応状況（本部体制等）</li> <li>・避難所の設置状況及び避難者数</li> <li>・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関するこ</li> <li>・原子力災害医療に関するこ</li> </ul>	避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・事故等の状況（発生からの経過、今後の見通し）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・負傷者の状況等</li> <li>・県、市等の対応状況（本部体制等）</li> <li>・避難所の設置状況及び避難者数</li> <li>・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関するこ</li> <li>・被ばく医療に関するこ</li> </ul>	
2. 住民等からの問い合わせに対する対応	2. 住民等からの問い合わせに対する対応			
(1) 県は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。	(1) 県は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。			
第10節～第12節 略	第10節～第12節 略			
第4章 原子力災害中長期対策	第4章 原子力災害中長期対策			
第1節 略	第1節 略			
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	第2節 緊急事態解除宣言後の対応			
県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。	県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。			

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年1月19日

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p><b>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</b>          県は、市町村が避難区域等の設定の見直し及び解除等を行った場合には、その旨の報告を受けるものとする。  <u>県は、警戒区域や避難指示区域等が引き続き指定される間は、県警察等関係機関と協議し、避難防止対策、区域内の治安の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>る。</p> <p><b>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</b>          県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。</p>	
<b>第4節、5節 略</b>	<b>第4節、5節 略</b>	
<p><b>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</b>          県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。  <u>なお、県は、環境モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</u></p>	<p><b>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</b>          県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。  <u>その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</u></p>	
<p><b>第8節 被災者等の生活再建等の支援</b>          (1)～(3) 略          (4) 県は、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により生活に支障が生じた生産者などの被害者が行う原子力損害賠償請求について必要な支援を行う。</p>	<p><b>第8節 被災者等の生活再建等の支援</b>          (1)～(3) 略</p>	
<b>第9節 風評被害等の影響の軽減</b> 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、それらの放射線測定による安全性評価や広報活動を行うものとする。 <u>県は、市町村と連携し、避難者に対する差別、偏見、いじめの発生防止の対策を行うものとする。</u>	<p><b>第9節 風評被害等の影響の軽減</b>          県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、それらの放射線測定による安全性評価や広報活動を行うものとする。</p>	
<b>第10節～13節 略</b>	<b>第10節～13節 略</b>	

